

○三好町成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱

平成 18 年 2 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三好町長(以下「町長」という。)が老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条の規定に基づく審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合における手続等を定めるものとする。

(審判請求の考察事項)

第 2 条 町長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者(以下「対象者」という。)に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度
 - (2) 対象者の配偶者及び 2 親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否並びに親族等による対象者保護の可能性
 - (3) 対象者又は親族等が審判請求を行う見込み
 - (4) 町又は町の関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果
- 2 町長は、親族等がない場合又は親族等が審判請求を行う見込みがない場合であっても、対象者に 3 親等又は 4 親等の親族であつて審判請求する者の存在が明らかであるときは、審判請求を行わない。

(審判請求の決定)

第 3 条 審判請求に関する決定は、町長が行う。

(審判請求の手続)

第 4 条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等に関しては、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所(以下「家庭裁判所」という。)の定めるところによる。

(審判請求に要する費用の負担)

第 5 条 町は、家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)第 7 条において準用する非訟事件手続法(明治 31 年法律第 14 号)第 26 条の規定により、裁判前の手続及び裁判の告知の費用を負担する。

- 2 町長は、前項の規定により町が負担した費用について、町以外の者が当該費用を負担すべき特別の事情があると判断した場合は、町が負担した費用の求償権を得るため、家事審判法第 7 条において準用する非訟事件手続法第 28 条の命令に関する職権発動を促す申出を家庭裁判所に行うものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 10 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。